

## 第6章 育児・介護休業法

### 1 育児・介護休業法とは

育児・介護休業法は、育児や介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援し、雇用の継続や再就職を促進することを目的に定められています。

主な内容として、育児や介護を理由とする休業や休暇、時間外労働の制限、事業主の責務などが定められています。

なお、男女とも仕事と育児を両立できるように、令和4年4月から、本人又は配偶者の妊娠・出産を申し出た労働者に対する個別周知・意向確認の措置の義務化、令和4年10月から出生時育児休業制度(産後パパ育休制度)の創設等の法改正が行われています。

### 2 事業主が講じるべき措置

#### (1) 事業主の義務

事業主は、原則として要件を満たした労働者の育児休業や介護休業の申出を拒むことはできません。

#### (2) 制度の周知

	育児	介護
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は配偶者の妊娠・出産等を労働者が申し出た場合に、事業主は当該労働者に育児休業制度等を個別に周知し、取得意向を確認する義務がある。</li> <li>〈周知事項〉</li> <li>・育児休業、産後パパ育休に関する制度</li> <li>・育児休業・産後パパ育休の申出先</li> <li>・育児休業給付に関すること</li> <li>・休業中に負担すべき社会保険料の取扱い</li> </ul>	
努力義務	<p>事業主は、育児・介護休業中の待遇や休業後の賃金、配置などの労働条件を予め定め、労働者又はその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合や労働者が介護していることを知った場合は、その労働者に制度を周知するよう努力しなければならない。</p> <p>〈周知事項の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記育児休業制度等の事項以外</li> <li>・育児休業及び介護休業中の待遇に関する事項</li> <li>・育児休業及び介護休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項</li> <li>・その他の事項</li> </ul>	